

◎新潟県告示第110号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県三条地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和4年2月8日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 路 線 名 県道 下田見附線
- 2 供用開始の区間
三条市長沢字古戸344番4から同市駒込字前田635番1まで
- 3 供用開始の期日 令和4年2月8日